

## 指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	建設業許可番号
株式会社 柳田組	茨城県東茨城郡茨城町小鶴 1357-3	2-006218

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可, 「2-」は茨城県知事許可, 「3-」は他県知事許可を表す。

2 指名停止措置期間

平成23年 2月21日 ~ 平成23年 3月20日 (1箇月間)

3 指名停止措置の適用範囲

茨城町が発注する建設工事

4 事実概要

(株)柳田組は、平成22年11月3日、町発注の污水管布設工事（茨城町長岡地内）において、工事に使用する軽量鋼矢板を搬入するため、資材置場において小型ダンプに積込む際、補助作業をしていた作業員の足がダンプ荷台と軽量鋼矢板に挟まれ、重傷（全治2箇月）を負う事故を発生させた。

この事故の主な原因は、積込作業時における合図等、作業員に対する安全作業の徹底を怠ったため、安全管理措置が不適切であったことによる。

5 指名停止理由

安全管理措置の不適切により工事関係者の負傷事故を起こしたことは、「茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領」（平成6年茨城町要領第1号。以下「指名停止等措置要領」という。）別表第1第7号に該当する。

〈指名停止等措置要領別表第1第7号〉

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 町工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4箇月以内

### 問 い 合 わ せ 先

茨城町総務企画部財政課  
 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地  
 電話 029(240)7123 (ダイヤルイン)

## 指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	建設業許可番号
東亜道路工業 株式会社	東京都港区六本木 7-3-7	1-003226

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可, 「2-」は茨城県知事許可, 「3-」は他県知事許可を表す。

2 指名停止措置期間

平成23年 2月21日 ~ 平成23年 3月6日 (2週間)

3 指名停止措置の適用範囲 茨城町が発注する建設工事

4 事実概要

平成23年1月14日, 東亜道路工業株式会社(第一次下請)は, 茨城県つくばまちづくりセンター発注の道路改良舗装工事(つくばみらい市小張地内)において, 舗装のための擦り付け砕石除去作業中, 誘導者の合図なく後退してきたバックホウのキャタピラが人力により砕石除去作業を行っていた作業員に接触し, 作業員が右足を2箇所骨折の重傷を負った。

この事故の主な原因は, バックホウの誘導者が, 後退時の安全に係る合図・指示を怠る等, 安全管理措置が不適切であったことによる。

5 指名停止理由

安全管理措置の不適切により工事関係者の負傷事故を起こしたことは, 茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領(平成6年茨城町要領第1号。以下「指名停止等措置要領」という。)別表第1第8号に該当する。

〈指名停止等措置要領別表第1第8号〉

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり, 安全管理の措置が不適切であったため, 工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合において, 当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2箇月以内

問 い 合 わ せ 先
茨城町総務企画部財政課
茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地
電話 029(240)7123 (ダイヤルイン)